

尼崎市教育委員会 4月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成29年4月24日 午後4時03分～午後5時21分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 教育長	徳田耕造
教育長職務代理者	濱田英世
委員	仲島正教
委員	磯田雅司
委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	白畑優
教育次長	西野信幸
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	橋本謙二
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
教育総合センター所長	西川嘉彦
社会教育部長	牧直宏
企画管理課長	高木健司
学務課長	池下克哉
学校教育課長	高橋利浩
生徒指導担当課長	前田裕司
こども政策課長	森山太嗣

日程第1 議事録の承認

日程第2 議事

- (1) 議案第21号 平成29年度尼崎市一般会計教育関係補正予算について
- (2) 議案第22号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 国のいじめの防止等のための対策の見直しに伴う本市の対応について
- (2) 尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時3分、教育長は開会を宣した。

徳田教育長 日程第2「議事」の「議案第21号」は会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第21号」は公開しないことと決しました。 日程第2「議事」の「議案第22号 尼崎市子ども・子育て審議会委員の委嘱について」は、個人情報にまで踏み込んで審議することとなりますので、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第22号」は、会議規則第6条の2第1項第4号、すなわち『教育長または委員から会議の公開が不相当であるとの発議のあった事件』に該当するため、公開しないこととします。なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することとします。

徳田教育長 それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 3月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
3月定例会議事録を報告のとおり承認することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。
よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。

徳田教育長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「国のいじめの防止等のための対策の見直しに伴う本市の対応について」を議題とします。説明を求めます。こども政策課長。

こども政策課長 こども青少年本部事務局こども政策課長でございます。
それでは、日程第3の(1)国のいじめの防止等のための対策の見直しに伴う本市の対応につきましてご説明申し上げます。38ページの国のいじめの防止等のための対策の見直しに伴う本市の対応についてと記載のシートをお開き願います。よろしいでしょうか。38ページのシート上段をご覧くださいませでしょうか。学校に在籍する児童生徒のいじめ防止につきましては、平成25年に施行されました「いじめ防止

基本方針」と各学校が定めた「各学校のいじめ防止基本方針」に基づき、教育委員のみなさまにも平成27年度にご協議いただき平成28年1月に策定いたしました本市のいじめ防止基本方針と各学校のいじめ防止基本方針に基づきその取り組みを進めているところでございます。今般、シート1に記載のとおり、(1)「国のいじめの防止等のための基本的な方針の改定」と(2)「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が本年3月末に文部科学省におきまして新たに策定されたものでございます。

この国の見直しの背景でございますが、2に記載のとおり、いじめの重大事態が発生しているにもかかわらず、法や基本方針に基づく対応を行わないなどの不適切な対応があり、児童生徒に深刻な被害を与えたり、保護者等に対して大きな不信を与えたりした事案が発生していますこと、また平成25年施行のいじめ防止対策推進法の附則の中に「この法律の施行後3年を目途としてこの法律の施行状況等を勘案し検討が加えられ、必要があると認められるときはその結果に基づき必要な措置が講ぜられるものとする」と規定されていたものでございます。こうしたことを受けまして平成28年度に文部科学省の有識者会議であります「いじめ防止対策協議会」におきまして法の施行状況についての検証と提言が行われ、それらを踏まえて文部科学省のほうで先ほどご説明いたしました(1)及び(2)のとおり国の基本方針の改定と新たにガイドラインの策定が行われたものでございます。

この国の見直しを受けまして本市におきましても「本市のいじめ防止基本方針」と各学校が定めた「各学校のいじめ防止基本方針」の見直しを行っていくものでございます。

P38ページの下段をご覧くださいませでしょうか。次に国のいじめ防止基本方針の改定の主なポイントをご説明いたします。

まずはじめに、いじめの定義の解釈の明確化でございます。見直し前は修正としまして喧嘩は除くとなっておりますが、喧嘩やふざけ合いであっても当生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するかどうか判断をするという修正が行われております。次にネットいじめへの対応ということで、見直し前につきましては児童生徒に情報モラルを身につけさせたく指導の充実を図るのみとなっておりますが、追記でインターネット上のいじめは匿名性が高く一度拡散してしまった情報を容易に消去することの困難さやネットいじめの行為や刑法上、名誉棄損罪や民法上の損害賠償の請求の対象となりうる等を理解する取り組みを推進するということが追記されております。次に学校の組織的な対応の徹底でございます。見直し前はいじめの発見通報を受けた場合は、特定の教職員が抱えこまず速やかに組織的に対応すると記載されておりましたが、見直し後につきましてはいじめを発見または相談を受けた場合は速やかに学校に相談し組織的に対応しなければならない。特定の教職員が抱え込み、学校いじめ対応組織に報告を行わないことは法の規定に違反し得る。またいじめにかかる情報を適切に記録しておく必要があると、修正追記がなされております。次ページをお開き願います。学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みのPDCAサイクルの推進でございます。見直し前につきましてはPDCAサイクルを学校基本方針に盛り込んでおくことが望ましいと記載がございましたが、見直し後につきましてはPDCAサイクルを学校基本方針に盛り込んでおく必要があるということに、修正がなされております。また、学校いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を、学校評価の評価項目

に位置付ける。達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価する。各学校は評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための、取り組みの改善を図る必要があるとの追記もされております。次にいじめの解消の定義の明確化でございます。ここは新たに追記されているものでございまして、2点ございます。いじめに係る行為が止んでいること、止んでいる状況が相当期間継続していること、少なくとも3ヵ月を目安とする。2点目は被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないことという部分が追記されております。最後に、いじめの重大事態への対処としてのガイドラインの策定ということで追記でございます。いじめの重大事態につきましては、本基本方針及び、後にご説明いたします「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」により適切に対応するということが追記されております。

P39ページ下段の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」につきましてご説明申し上げます。まず策定の背景でございます。文部科学省の有識者会議でありますいじめ防止対策協議会がまとめた提言におきまして、重大事態の被害者その保護者の意向が全く反映されていない調査が進められたり、調査結果が適切に被害者及び保護者に提供されていないケースがあるなどの、現状・課題の指摘を受け新たにこのガイドラインを策定されたものでございます。このガイドラインの基本的な姿勢につきましては、いじめを受けた児童生徒及び保護者がいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったかを知りたいという切実な思いを理解して対応し、調査の結果を適切に説明し、当該いじめの事案への対処及び同種の事案の再発防止が目的とされているところでございます。次に3でございます。全国の各教育委員会等で重大事態と扱った事例が記載されており(1)では児童生徒が自殺を企画した場合に軽傷で済んだものの、自殺を企画したもの。(2)心身に重大な被害を負った場合、リストカットなどの自傷行為を行った場合。暴行を受け骨折した場合、投げ飛ばされて脳震盪となった場合、またわいせつな画像や顔写真を加工した画像をインターネット上で拡散された場合。(3)金品等に重大な被害を被った場合としまして、複数の生徒から金銭を要求され、総額1万円を渡した場合。(4)いじめにより転学等を余儀なくされた場合としまして、欠席が続き重大事態の目安である30日には達しておりませんが、当該校へは復帰できないと判断し転学などをしたケースが、全国的に重大事態として扱われた事例でございます。上記例につきましては、あくまでも例示でございましてこれらを下回る程度の被害でありまして総合的に判断し重大事態であると捉えることがあります。続きまして、次ページのP40ページの上段のとおり今後の本市の対応でございます。この国の見直しを受けましてこども青少年本部事務局と教育委員会事務局が連携・調整し、平成28年1月に策定いたしました「本市のいじめ防止基本方針」の改定、及び「各学校のいじめ防止基本方針」の改定につきまして各学校に対し指導を行ってまいりたいと考えております。今後の改定作業のスケジュールでございますが、2に記載のとおり現在本市のいじめ防止基本方針の改定案の作成作業をこども政策課におきましてスタートさせております。来月5月におきまして教育委員会事務局より小・中・高の各校長会に対しまして国の見直し内容の説明、また各学校のいじめ防止基本方針の改定の検討の指導を行う予定としております。その後、本市のいじめ防止基本方針の改定案たたき台がまとまりしだい、予定では8月に市長、副市長、教育長、教育次長並びに関係局長で構成員する、こども青少年本部会議にて改定案につ

いて協議し、9月に教育委員会の附属機関でいじめの防止対策のための有識者会議であります「いじめ問題対策審議会」におきましてご意見をいただき、9月に教育委員会の附属機関で、いじめ防止基本方針の改定案についてあらためて教育委員の皆様にご協議いただきたいと考えております。その後、市協議会の常任委員会での協議を経て、11月の市の政策推進会議にて「本市のいじめ防止基本方針」の改定の決定を行い、その後各校長会に説明を行い本市のいじめ防止基本方針の改定を踏まえ、最終的に各学校のいじめ防止基本方針の改定を行っていただく流れとしております。参考資料としましては添付の国の「いじめの防止等のための基本的な方針」、文中に下線部で見直しの修正・追記部分でございます。また新たに作成されました国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」及び平成28年1月に策定いたしました本市の現在の「尼崎市いじめ防止基本方針」を添付しております。ご清覧願います。以上をもちまして、「国のいじめの防止等のための対策の見直しに伴う本市の対応について」のご説明を終わらせていただきます。以上でございます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

仲島委員 改定の主旨は分かるが、なぜこれほど時間がかかるのか。

こども政策課長 いじめ防止基本方針の改定につきましては、国の改定主旨を踏まえながら教育委員会附属のいじめの専門的な機関で、外部の専門的な先生方の意見も十分にお聞きし、現在の状況を照らし合わせながら学校現場の状況などもお聞きしたいと考えております。そして最終的には市の方針を踏まえて、各学校が作成しなければならないとなっておりますので若干時間を要する状況でございます。

徳山委員 改定の主なポイントを各学校に先に配布しておけば、確定するまでに各学校からも意見がもらえて、より現場の声を取り入れることができるのではないかと思うが。

生徒指導担当課長 資料については3月末の段階で教育委員会のほうに来ていますので、学校には資料を送り周知しております。しかし膨大な量の資料ですので資料を送った時点で、また改定ポイントの説明をしますと伝えてあります。5月の校長会、教頭会や生徒指導担当者会のほうでは、改定のポイントや進め方などを説明し、市の方針を改定していくのに合わせて、学校のほうも改定していく流れで考えております。

磯田委員 確認ですが11月以降でないといけない新しいもので策定、運用されないという現状では、例えば5月時点でこのような事案が発生した場合には、どのような対応をされるのか。

生徒指導担当課長 たとえばケンカを除くというのも出ているのですが実際、昨年度からケンカの事案についても被害者側、加害者側の相手の気持ちに立って対応してほしいということで、いじめ事案に挙げております。学校評価のPDCAサイクルにいれるという部分については昨年度はありませんでしたので今年度から新たに追加されております。継続3

ヵ月見る部分についても昨年度より、一定期間見ないといけないと学校にも伝えておりますので、とくに改定されて今現在の尼崎市の取り組みを考えた時にはそれほど大きく変わるのではなく、今までの取り組みを継続してほしいという部分が大半ですのでそれほど影響はないと考えております。

濱田委員 実際これを使わないといけないことがあったか。いじめの件数は。

生徒指導担当課長 平成28年3月に文科省より、ささいなケンカや人間関係のトラブルなど、今まではいじめとして処理していなかったもの、この先いじめに発展するようなものなどについて、すべて挙げなさいと通知がありましたので学校にも挙げてもらっており、件数としましては、小学校で一昨年度50件が昨年度58件の8件増、中学校で一昨年度30件が昨年度83件の53件増となっておりますが、いじめの重大事態に係るような案件はございませんでした。

磯田委員 ネットでの炎上やLINEでのトラブルの件数はどうか。

生徒指導担当課長 昨年度の内訳については整理しているところですが、一昨年度としましては、いじめの種別をひやかしや悪口、仲間はずれ、無視などで分けていくと、その中で携帯電話等で嫌なことをされるとということが、小学校で50件のうち2件、中学校では30件のうち3件ですので、SNSやLINE、携帯電話でのいじめの件数が特段多い訳ではないと思います。

こども政策課長 いじめ問題については、情報共有や関係機関との連携を図るという観点より平成28年4月より尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置しており各学校の校長先生、現場の最前線の教授や児童相談所、また県警と情報共有をする中で、各学校でネットいじめが一番しんどいが各小学校、中学校、高等学校の取り組みをみると、主には兵庫県警のサイバー対策担当課のほうからネットいじめについての特徴や注意すべき点を教えてもらい、NTTやauにおいてもそのようなサービスがあり保護者や子ども向けの講演会も行っております。また県警では生徒自体が主体的な取り組みをするということで、寸劇でいじめの事案などを披露しながら文化祭などで発表し、場合によってはDVDなどに収めて保護者に配るなどの取り組みを行っております。また保護者向けのネットいじめについての研修会をしておりますが、PTA代表の方が、内容的には良いが参加者が少ないというのが気になる、ということで提案がありまして、単体で啓発ではなく保護者の方がたくさん来る場に合わせたほうがいいかとのことでしたので、学校側もそのようにしていきますとの回答があったところでございます。

磯田委員 突然炎上したりさまざまな攻撃を受けることによって、子どもがどんどん落ち込んでいくということがあると思われるが、様子がおかしいと思った時に学校現場や保護者がLINEやTwitter、facebookをチェックできれば良いと思う。声が上がってから調査しても遅いので、様子がおかしかったらチェックするということ

が浸透すれば良いと思う。

徳田教育長 生徒や保護者にネットいじめについての対策を何かしているなら報告してほしい。

生徒指導担当課長 昨年度に携帯電話やスマートフォン等の利用状況に関するアンケートをとっておりまして、どれぐらいの所持率であるのかやフィルタリングの有無、使用時間等について調査をしておりますが、その中で学校または地域で携帯電話、スマートフォン等に対する研修を受けたことがあるという保護者の割合が非常に低く、逆に研修を受けたものの中でこの研修が役だっていると回答した割合は高くなっております。そのため新入生の説明会や土曜参観の時に研修を行うことによって保護者を意識を高め、また子どもも同じ研修を受けておりますので、生徒も保護者も気をつけていくことができるのではないかと考えております。また学校現場としましては、ネットいじめだけでなく日常から教員が子どもと関わっていく中で、生徒の様子の変化に気づく目を高めていくことが大事だと考えております。そのことについては日頃より学校にもお願いしているところで、朝の登校の状況、帰る時の下校の状況を見ながら子どもの変化に気づいて声をかけるというのが大事になってくるかと考えており引き続き学校のほうにはがんばってほしいと考えております。

磯田委員 いじめに関連してですが、昨今、福島県からの避難者の子どもがいじめられるというニュースがあるかと思いますが、尼崎市の現状はどうか。

生徒指導担当課長 福島県の被災地からの転入児童に対するいじめの調査を昨年度行い、尼崎市につきましては小学校で7名、中学校で6名、高校で2名の転入がありましたが、学校のほうで調査した結果、いじめはないとのことでした。

濱田委員 以前中学校で学期ごとに困ったことはないかというアンケートをとっていたかと思うが、それは今も継続しているのか。

生徒指導担当課長 教育相談アンケートというかたちで中学校では基本的に学期に一回事前にアンケートをとって教育相談を行っております。小学校につきましては日常的に担任の先生がついているので変化には気付くかと思いますが、それ以外にスマイルボックスということで困ったときにSOSを出すことができる箱を各学校に用意しております。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
続いて、「尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業について」を議題とします。説明を求めます。森山こども政策課長。

こども政策課長 こども青少年本部事務局こども政策課長でございます。
それでは日程第3の(2)「尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業」につつまし

てご説明申し上げます。P 1 0 2 ページの「尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業について」と記載のA 4 判のシートをお開き願います。本事業につきましては、昨年度の事業立案時に、教育委員会事務局及び学校現場と十分な意見交換及び調整を行い、事業化したものでございます。

まず最初に1事業内容でございますが、(1)目的としまして子どもの貧困対策の効果的な支援のあり方を検討し、支援を必要とする子ども・子育て家庭に対する効果的な支援や貧困の連鎖を断ち切る施策の立案に活用するため、本市の子ども・子育て家庭の現状や、本市特有の課題の有無につきまして正確に把握するものでございます。(2)調査対象につきましては市立小学校5年生の児童とその保護者(各約 3,500人)、市立中学校2年生の生徒とその保護者(各約 3,300人)、で全数調査としております。(3)調査内容につきましては記載のとおり、児童生徒に対しての質問例としましては、現在質問例を検討中でございますが、起床・就寝時間、朝食・夕食を食べる週あたりの日数、勉強時間、学習塾等の利用状況、悩み事の相談相手、持ち物に関すること、1日あたりの携帯電話・スマホの使用時間、自尊感情に関すること、将来の進学希望などがございます。また保護者の質問例としましては、世帯構成、収入・就労状況、家計の収支状況、保護者の最終学歴、経済的理由で出来ないことに関すること、子どもとの関わりに関すること、支えてくれる・協力してくれる人の有無、現在の健康状態、子どもの教育に関する考え方などの質問事項を、他都市の調査も参考にし現在検討しているところでございます。(4)調査方法につきましては、各学校を通じて児童生徒が調査票を家庭に持ち帰り、各家庭で調査票に記入後、各家庭が同封の返信用封筒を使って郵送で市に回答する方式で、調査票は無記名として個人を特定せず提出は任意としております。(5)調査の分析につきましては大学教授に業務委託予定としております。最後に2調査結果の活用でございますが、本調査の結果については統計的に分析を行い、子どもの貧困対策等における効果的な施策立案に活用するものとし、学校及び市関係課向けに、本調査の分析結果の説明会開催して情報共有を行うものとしていただいております。以上をもちまして「尼崎市子どもの生活に関する実態調査事業について」の説明を終わらせていただきます。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 この調査方法のところは無記名で個人を特定しないとあるが、住居エリア等についても特定できないのか。

こども政策課長 基本的には無記名ですが、個人を特定しないという形で各学校別にするのかどうかというのは現在検討を重ねております。

仲島委員 誰が検討しているのか。

こども政策課長 市長部局で検討しております。

仲島委員 統計の専門家がいるのか

こども政策課長 大学の先生に調査委託をしておりますので、そちらにご意見を賜ろうと考えております。事業立案時から調査の実績ある方で、尼崎の子どもたちについてよくご存じの方が一番適当でないかと考えまして、教育委員会事務局にもアドバイスを受けまして現在まだ契約を結んでおりませんが、適任の先生にお願いし内諾を得ております。

仲島委員 これは貧困調査として実施しているのか。

こども政策課長 これまでは学力学習状況調査の中でも、子どもたちの生活状況の調査は過去10年間行っておりますが、それと関連しまして各家庭がどのような経済状況または生活状況であり、それが子どもたちの状況とどのように関係しているのかにつきまして、これまで尼崎市は行っていませんでしたので、そういう意味で過去の調査についてのご経験がある方で、尼崎の子どもたちの実態をよくご存じの方が適当と考え、適任の先生と契約を結ぶよう進めているところでございます。

仲島委員 統計であれば統計的に処理するわけなので、客観的にみなくてはいけない。実態を知らなくても良いはずなので実態を知っているこの先生にお願いしたというのは理由にならない。何を目的にしているかが見えてこない。

こども政策課長 あくまでも子どもの貧困対策です。子どもが生まれ育って属しているところによって将来が左右されることがないように、また貧困の連鎖を断つための目的としても貧困施策立案するための基礎資料として調査を行っていくものでございます。

仲島委員 標題もそのように出すのか。

こども政策課長 当然調査の目的につきましては、主旨をしっかりと記載して同意いただいた方に回答してもらいます。センシティブな質問になっており収入状況や家庭の最終学歴などの質問があります。そのため強制はできませんので、いただいた回答をデータで解析しながら子どもたちのために今後どうあるべきだということを検討するためのものがございます。あくまで任意で無記名とし、子どもの貧困対策に対する調査でございます。

礪田委員 教育委員会のアンケートではなくこども青少年本部事務局のアンケートになるのか。

こども政策課長 尼崎市の調査になります。

仲島委員 予算はいくらか。

こども政策課長 国庫補助事業でございますので、上限額は決まっておりますが予算額につきましては事業に350万円と郵送料50万円で総計400万円でございます。

濱田委員 尼崎市が調査をして、結果が出たあと誰がどのように使うのか。

こども政策課長 子どもに関係します会議体としまして教育長、教育次長、市長、副市長、関係局長から組織されておりますこども青少年本部会議を平成28年4月から開いております。その中で問題、質問事項につきましてあらかじめたき台的のものを協議し、そこで結果につき情報共有し子どもの貧困対策、教育の問題だけではなくて保護者の就労状況、生活の支援等大きな4つの視点で取り組みを進めておりますので、そこで情報共有しながら尼崎市の子どもの貧困対策の施策立案に活用していくものでございます。

徳山委員 今契約を予定している先生だが、統計学の専門の知識はあるのか。

こども政策課 専門は教育学でございます。子どもの貧困と自尊感情等についての論文もお書きですので拝見させていただいて、参考にさせてもらっております。

徳山委員 仲島先生からもご指摘があったとおり、情報をどのように分析するのかやその前提としてどのような質問項目にして回答方法はどのようなのかなど、統計をとるための効果的な質問の作り方があるかと思いますが、その知識がない先生であればあまり効果は期待できないが。

こども政策課 大学の先生にお願いするということですが、その大学に勤務されている、他のグループも交えながら調査していくとお聞きしておりますので、どのようなメンバーの先生が加わるのかも含めて調整を行っていきたいと考えております。

徳山委員 メンバーはいつ頃分かるのか。

こども政策課 先生のほうから、大学として近日中に回答したいとのご回答がありましたので、適宜ご報告したいと考えております。

徳山委員 教育委員会に報告されて、仮に統計学の先生が入っていなかった時には意見というのは反映されるのか。それとも統計学の先生が入ることは間違いはないのか。

こども政策課 統計学の先生がいなければならぬかは、また協議していきたいと考えております。

徳田教育長 教育委員会の中では、統計学が必要であると話に出ていたと伝えていただければ。この実態調査事業について、教育委員会への報告のスケジュールを教えてください。

こども政策課 現時点ではお示しできる確定したものはございませんが、また適宜ご報告させていただきます。とっております。

徳田教育長 ではその時に、質問項目やどういう研究スタッフでしているのか等の報告をお願いします。

- 濱田委員 アンケートだが結果をとってまた公表もするのか。
- こども政策課 市議会や市民にも公開するとともに、学校現場や市の関係者に説明会をして情報共有を図っていきたいと考えております。
- 濱田委員 どれだけの回答があるかは分からないが、これで貧困対策ができるのか。
- こども政策課長 経済的に大変な状況の中でも頑張っている子どもはたくさんいると聞いているので、経済的にしんどい状況の中でも子どもたちが頑張れるのはなぜなのか、保護者の子どもに対する接し方、子ども自身のモチベーション等を解明しながら、貧困対策に活かしていきたいと考えています。また経済状況が厳しくない家庭でも自尊心が低い子どもがいると聞いております。それについても分析していきたいと考えております。
- 徳田教育長 では、アンケート内容やこのような形でしていきますということを具体化してからまた報告してもらいたい。
他に質疑はございませんか。
- 徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
次に、日程第4の「教育長の報告と委員協議」に移ります。高木企画管理課長。
- 企画管理課長 お手元の資料103ページでございます。まず、総務関係でございますがご清覧のとおりでございまして、本で行われました文教委員協議会では、中学校給食の検討会の報告と学校の地域開放の2点が議題となりまして、実施時期について各文教委員さんから質問等がございました。次に学校教育関係でございますと、4月18日に明石市西部中学校給食センターの視察で、明石市におきましては栄養士への食育の推進の観点から手厚い配置であるとか生産者団体との連携により地産地消を進めているところが、特に気になったところであると所管課から報告をいただいております。また、社会教育関係についてはご清覧のとおりでございます。次に5月の主要行事予定表でございますが、5月8日の教育委員会協議会につきましては、この後に議題や内容についてご協議させていただきたく思っております。5月12日には文教委員協議会がでございます。そこでは議案第21号で議論いただきます一般会計補正予算についてをご審議される予定でございます。5月22日の教育委員会5月定例会につきましては、全県教育委員会研修会が同日に行われますので再度調整させていただき予定でございます。説明は以上でございます。
- 徳田教育長 報告内容に質疑はございませんか。
- 徳田教育長 質疑がないようですので「教育長の報告と委員協議」を終わります。次に、日程第2「議事」に移ります。ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の大意は非公開とする~~~~~

徳田教育長           以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
                          これをもちまして、尼崎市教育委員会4月定例会を閉会いたします。

以上、尼崎市教育委員会4月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時21分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会4月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。